



長崎県公報

目 次

◎ 公 告

・令和5年度毒物劇物取扱者試験の実施

所管課（室）名
薬 務 行 政 室

公 告

令和5年度毒物劇物取扱者試験の実施（公告）

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、令和5年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

令和5年5月9日

長崎県知事 大石 賢吾

1 試験の内容及び期日

筆記試験及び実地試験（実地試験は、実物鑑定ではなく、記述式により行う。）

令和5年8月1日（火） 午前10時から正午まで

大型台風等の災害により試験を実施することができない場合は、令和5年8月15日（火）に延期する。なお、延期した場合の試験場所は、長崎県庁（長崎市尾上町3-1）とし、試験時間は、午前10時から正午までとする。

2 試験場所

長崎県市町村会館（長崎市栄町4-9）

3 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

4 出願手続

- (1) 提出書類（アからウまでは所定の様式による。）

ア 受験願書

イ 履歴書

ウ 写真票（写真は縦の長さ4センチメートル、横の長さ3センチメートル、正面で、無帽、上半身、受験願書提出前6か月以内に撮影したものとする。裏面に氏名、生年月日を記入し、写真票に貼付のこと。）

エ 戸籍抄本又は個人番号を記載していない住民票抄本（住民票抄本の場合は本籍を記載しているものに限る。）

- (2) 提出部数

1部

- (3) 受験手数料

10,500円（長崎県収入証紙による。）

※原則、申請後の手数料は返還しません。

- (4) 受験願書受付期間

令和5年6月5日（月）から令和5年6月16日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とする（郵送の場合は、令和5年6月16日付けの消印のあるものは有効）。

(5) 受験願書提出先

長崎市、佐世保市及び長崎県外に居住する受験者は、長崎県福祉保健部薬務行政室（郵便番号850-8570 長崎市尾上町3-1）へ、その他に居住する受験者は、最寄りの県立保健所へ提出すること。

5 合格発表

令和5年9月1日（金）午前10時に長崎県庁玄関に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には合格証を送付する。また、長崎県庁ホームページにも合格者の受験番号を掲載する。なお、試験を令和5年8月15日（火）に延期した場合は、令和5年9月15日（金）に発表する。

6 その他

- (1) 受験願書の「本籍」の欄は、都道府県名（外国籍を有する者は国名）のみ記載すること。
- (2) 受験票等が確実に届くように住所には、「〇〇方」、「〇〇アパート」等、詳しく記載すること。
- (3) 受験願書の「受験の種別」の欄は受験する種別の一つを○で囲むこと。
- (4) 詳しいことは、長崎県福祉保健部薬務行政室又は最寄りの県立保健所に問い合わせること。
- (5) 受験願書等を郵便で請求する場合は、宛先明記の返信用封筒（角2型、A4サイズが入る大きさ）に、請求部数に応じた料金の切手を貼ったものを同封の上、請求すること。外封筒の表書きには「毒物劇物取扱者試験願書〇部請求」と朱書きし、裏には差出人住所、氏名及び連絡先電話番号を記載すること。
- (6) 試験を延期した場合、受験場所は選べません。県で指定して、受験者には受験票とともにお知らせします。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
二一一
二一一
四一

印刷所
印刷人

長崎県
長崎市
権島町八番十二号

株式会社
寺田
クック
プリン
宏
弥ト